



厚生労働省発年 0909 第 4 号
令和 6 年 9 月 9 日

社会保障審議会
会長 遠藤 久夫 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

諮問書

日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号）第 36 条第 1 項及び第 52 条第 2 号の規定に基づき、日本年金機構の令和 5 年度の業務実績に関する評価について諮問する。